

都道府県会館は、令和元年7月1日から「敷地内禁煙」となりました。
2階喫煙スペースは廃止されました。

皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

*改正健康増進法の公布・施行により第一種施設に該当する当会館は「敷地内禁煙」が義務づけられました。



※敷地内では、車内での喫煙もできません。

公益財団法人 都道府県センター 管理部